平成２１年（フ）第８号
石川県小松市長田町丁202番地１
破産者　近藤　　繁
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第２２４号
静岡県浜松市東区白鳥町653番地の１
破産者　堀口　梧朗
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
滋賀県守山市阿村町235番地７、前住所滋賀県守山市金森町742番地
破産者　成瀬　貴美（旧姓寺田）
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第７４号
京都府綾部市志賀郷町岫ヶ岐14番地の４、破産手続開始決定時の住所京都府綾部市寺町山根15番地の９
破産者　塩見　博之
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成１９年（フ）第２２６号
広島県尾道市山波町3074番地５
破産者　堀光　勝實
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第２８号
広島県安芸高田市吉田町常友1359番地１　ナンバアパート８号
破産者　岩田　順司
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２０年（フ）第２９６号
長崎県長崎市界１丁目13番19号
破産者　太田　希充
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８４号
長崎県長崎市筑後町３番22―105号
破産者　松本　文雄
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４号
熊本県八代市新町７番10号　201
破産者　魚住百合子
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２０年（フ）第８２３号
大分県別府市大字鶴見458番地の11、開始決定時の住所大分県別府市大字鶴見4050番地の84
破産者　安部　孔一
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３６９号
大分市顕徳町３丁目２番45号　フレクション大分東311
破産者　新庄　美紀
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第１８３号
宮崎市田吉291―３　レビラージュ601、住民票上の住所宮崎県宮崎郡清武町大字加納甲219番地１
破産者　山田　和弘
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５号
宮崎市大字田吉285番地16　第２清水コーポ301号、開始決定時の住所宮崎市花ケ島町入道2225番地１　サントノーレ神宮外苑1002号
破産者　髙橋　英弘
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成１９年（フ）第３１１１号
名古屋市瑞穂区亀城町５丁目11番地
破産者　榎本　有賢
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８６９号
三重県津市白山町二本木3853番地51、開始決定時の住所愛知県豊明市新田町子持松３番地19
破産者　山口　倖平
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４８４号
滋賀県高島市今津町日置前161番地４
破産者　赤尾　和樹
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５１６号
大津市北小松577番地
破産者　池田　一博
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５７５号
滋賀県守山市下之郷１丁目13番15―202号
破産者　松本　隆司
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３９７号
山形県上山市朝日台２丁目３番36号
破産者　内田　和則
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部